

提出議案の概要

【土木建築部】

【議案名】

乙第25号議案 指定管理者の指定について（浦添大公園）

【議案提出の理由】

公の施設について指定管理者の指定をするには、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を必要とする。

【議案の概要】

- 1 公の施設の名称 浦添大公園
- 2 指定管理者となる団体 沖縄文化スポーツイノベーション株式会社
- 3 指定の期間 令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

【説明】

- 1 応募団体数 1団体
- 2 指定管理料 195,535千円

(参考)

- 1 現指定管理者 沖縄文化スポーツイノベーション株式会社
- 2 現指定管理期間 令和2年4月1日から令和7年3月31日



提出議案の概要

【土木建築部】

【議案名】

乙第 26 号議案 指定管理者の指定について（海軍壕公園）

【議案提出の理由】

公の施設について指定管理者の指定をするには、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を必要とする。

【議案の概要】

- | | | |
|---|------------|------------------------------------|
| 1 | 公の施設の名称 | 海軍壕公園 |
| 2 | 指定管理者となる団体 | 一般財団法人沖縄観光コンベンションビューロー |
| 3 | 指定の期間 | 令和 7 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日まで |

【説明】

- | | | |
|---|-------|------------|
| 1 | 応募団体数 | 1 団体 |
| 2 | 指定管理料 | 111,087 千円 |

(参考)

- | | | |
|---|---------|---------------------------------|
| 1 | 現指定管理者 | 一般財団法人沖縄観光コンベンションビューロー |
| 2 | 現指定管理期間 | 令和 2 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日 |



提出議案の概要

【土木建築部】

【議案名】

乙第 27 号議案 指定管理者の指定について（平和祈念公園）

【議案提出の理由】

公の施設について指定管理者の指定をするには、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を必要とする。

【議案の概要】

- 1 公の施設の名称 平和祈念公園
- 2 指定管理者となる団体 公益財団法人沖縄県平和祈念財団
- 3 指定の期間 令和 7 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日まで

【説明】

- 1 応募団体数 1 団体
- 2 指定管理料 241,109 千円

(参考)

- 1 現指定管理者 公益財団法人沖縄県平和祈念財団
- 2 現指定管理期間 令和 2 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日



提出議案の概要

【土木建築部】

【議案名】

乙第 28 号議案 指定管理者の指定について（バンナ公園）

【議案提出の理由】

公の施設について指定管理者の指定をするには、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を必要とする。

【議案の概要】

- 1 公の施設の名称 バンナ公園
- 2 指定管理者となる団体 E C C O M 八重山グループ
代表者 N P O 法人 E C C O M 八重山
構成員 N P O 法人 E C C O M
- 3 指定の期間 令和 7 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日まで

【説明】

- 1 応募団体数 2 団体
- 2 指定管理料 263,810 千円

(参考)

- 1 現指定管理者 沖縄県緑化種苗協同組合
- 2 現指定管理期間 令和 2 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日



提出議案の概要

【土木建築部】

【議案名】

乙第 29 号議案 指定管理者の指定について（県営住宅等 北部地区）

【議案提出の理由】

公の施設について指定管理者の指定をするには、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を必要とする。

【議案の概要】

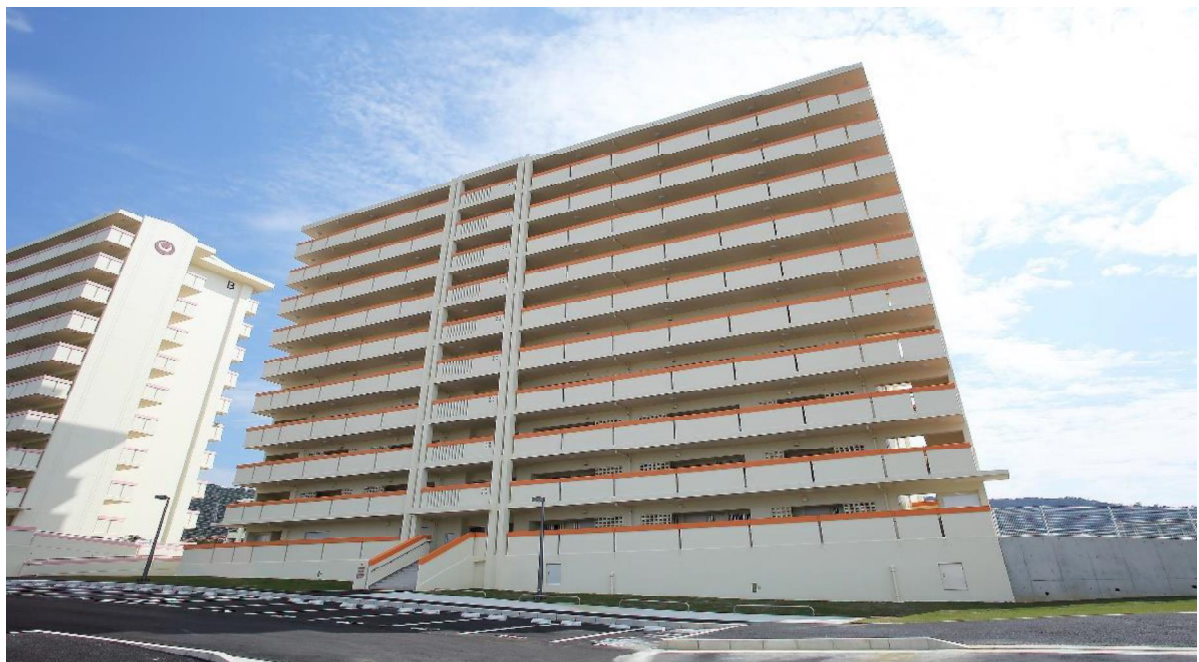
- | | | |
|---|------------|------------------------------------|
| 1 | 公の施設の名称 | 県営住宅等（北部地区に所在するものに限る。） |
| 2 | 指定管理者となる団体 | 沖縄県住宅供給公社 |
| 3 | 指定の期間 | 令和 7 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日まで |

【説明】

- | | | |
|---|-------|------------|
| 1 | 応募団体数 | 1 者 |
| 2 | 指定管理料 | 124,300 千円 |

(参考)

- | | | |
|---|---------|---|
| 1 | 現指定管理者 | 沖縄県住宅供給公社・株式会社山浩商事指定管理業務共同企業体 代表者 沖縄県住宅供給公社 |
| 2 | 現指定管理期間 | 令和 2 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで |



提出議案の概要

【土木建築部】

【議案名】

乙第 30 号議案 指定管理者の指定について（県営住宅等 中部A地区）

【議案提出の理由】

公の施設について指定管理者の指定をするには、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を必要とする。

【議案の概要】

- | | |
|--------------|--|
| 1 公の施設の名称 | 県営住宅等（中部A地区（うるま市、沖縄市、読谷村及び嘉手納町の区域をいう。）に所在するものに限る。） |
| 2 指定管理者となる団体 | 沖縄県住宅供給公社 |
| 3 指定の期間 | 令和 7 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日まで |

【説明】

- | | |
|---------|------------|
| 1 応募団体数 | 1 者 |
| 2 指定管理料 | 325,350 千円 |

(参考)

- | | |
|-----------|-----------------------------------|
| 1 現指定管理者 | 沖縄県住宅供給公社 |
| 2 現指定管理期間 | 令和 2 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで |



提出議案の概要

【土木建築部】

【議案名】

乙第 31 号議案 指定管理者の指定について（県営住宅等 中部B地区）

【議案提出の理由】

公の施設について指定管理者の指定をするには、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を必要とする。

【議案の概要】

- 1 公の施設の名称 県営住宅等（中部B地区（北谷町、北中城村、中城村、宜野湾市、浦添市及び西原町の区域をいう。）に所在するものに限る。）
- 2 指定管理者となる団体 沖縄県住宅供給公社
- 3 指定の期間 令和 7 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日まで

【説明】

- 1 応募団体数 2 者
- 2 指定管理料 306,765 千円

(参考)

- 1 現指定管理者 沖縄県住宅供給公社
- 2 現指定管理期間 令和 2 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで



提出議案の概要

【土木建築部】

【議案名】

乙第 32 号議案 指定管理者の指定について（県営住宅等 南部地区）

【議案提出の理由】

公の施設について指定管理者の指定をするには、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を必要とする。

【議案の概要】

- 1 公の施設の名称 県営住宅等（南部地区に所在するものに限る。）
- 2 指定管理者となる団体 沖縄県住宅供給公社
- 3 指定の期間 令和 7 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日まで

【説明】

- 1 応募団体数 1 者
- 2 指定管理料 591,775 千円

(参考)

- 1 現指定管理者 沖縄県住宅供給公社
- 2 現指定管理期間 令和 2 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで



提出議案の概要

【土木建築部】

【議案名】

乙第 33 号議案 指定管理者の指定について（県営住宅等 宮古地区）

【議案提出の理由】

公の施設について指定管理者の指定をするには、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を必要とする。

【議案の概要】

- | | | |
|---|------------|------------------------------------|
| 1 | 公の施設の名称 | 県営住宅等（宮古地区に所在するものに限る。） |
| 2 | 指定管理者となる団体 | 住宅情報センター株式会社 |
| 3 | 指定の期間 | 令和 7 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日まで |

【説明】

- | | | |
|---|-------|------------|
| 1 | 応募団体数 | 1 者 |
| 2 | 指定管理料 | 105,610 千円 |

(参考)

- | | | |
|---|---------|-----------------------------------|
| 1 | 現指定管理者 | 住宅情報センター株式会社 |
| 2 | 現指定管理期間 | 令和 2 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで |



提出議案の概要

【土木建築部】

【議案名】

乙第 34 号議案 指定管理者の指定について（県営住宅等 八重山地区）

【議案提出の理由】

公の施設について指定管理者の指定をするには、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を必要とする。

【議案の概要】

- 1 公の施設の名称 県営住宅等（八重山地区に所在するものに限る。）
- 2 指定管理者となる団体 住宅情報センター株式会社
- 3 指定の期間 令和 7 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日まで

【説明】

- 1 応募団体数 1 者
- 2 指定管理料 98,695 千円

(参考)

- 1 現指定管理者 住宅情報センター株式会社
- 2 現指定管理期間 令和 2 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで



提出議案の概要

【教育委員会】

【議案名】

乙第 35 号議案 指定管理者の指定について（沖縄県立宮古青少年の家）

【議案提出の理由】

公の施設について指定管理者の指定をするには、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を必要とする。

【議案の概要】

- 1 公の施設の名称 沖縄県立宮古青少年の家
- 2 指定管理者となる団体 特定非営利活動法人ばんず
- 3 指定の期間 令和 7 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日まで

【説明】

- 1 応募団体数 2 者
- 2 指定管理料 218,900 千円

(参考)

- 1 現指定管理者 特定非営利活動法人ばんず
- 2 現指定管理期間 令和 2 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで

沖縄県立宮古青少年の家（宮古島市平良）



提出議案の概要

【教育委員会】

【議案名】

乙第 36 号議案 指定管理者の指定について（沖縄県立石垣青少年の家）

【議案提出の理由】

公の施設について指定管理者の指定をするには、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を必要とする。

【議案の概要】

- 1 公の施設の名称 沖縄県立石垣青少年の家
- 2 指定管理者となる団体 特定非営利活動法人八重山星の会
- 3 指定の期間 令和 7 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日まで

【説明】

- 1 応募団体数 2 者
- 2 指定管理料 222,545 千円

(参考)

- 1 現指定管理者 特定非営利活動法人八重山星の会
- 2 現指定管理期間 令和 2 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで

沖縄県立石垣青少年の家（石垣市宇新川）



提出議案の概要

【総務部】

【議案名】

乙第 37 号議案 当せん金付証票の発売について

【議案提出の理由】

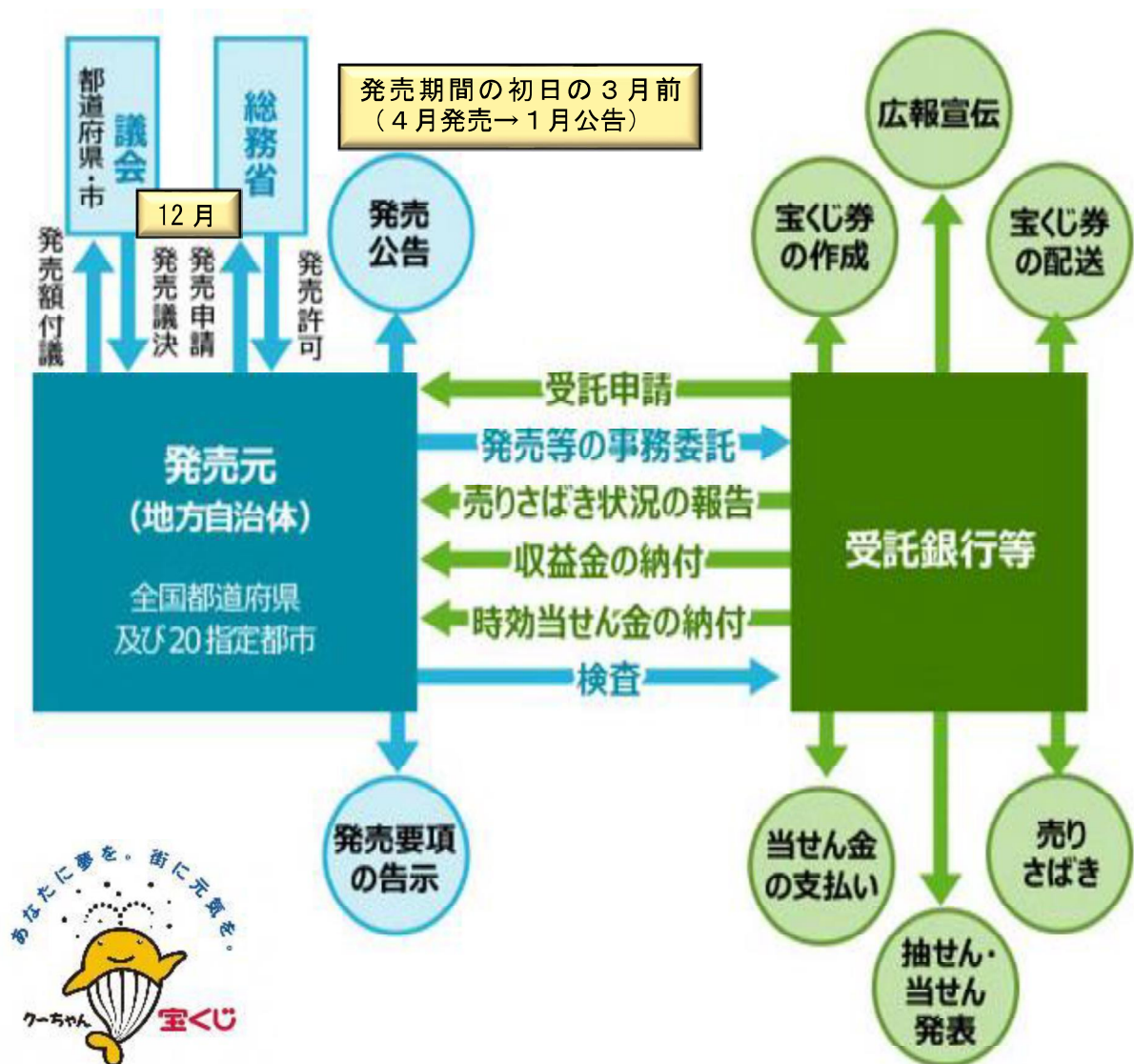
公共事業、市町村振興事業等の財源に充てるため令和 7 年度において本県が発売する当せん金付証票の発売限度額については、当せん金付証票法第 4 条第 1 項の規定により議会の議決を必要とする。

【議案の概要】

令和 7 年度に発売する当せん金付証票（宝くじ）の発売限度額の議決を求めるもので、限度額を 160 億円とする。

【説明】

宝くじ発売の仕組み



提出議案の概要

【総務部】

【議案名】

乙第 38 号議案 沖縄県教育委員会委員の任命について

【議案提出の理由】

教育委員会委員 1 人が令和 6 年 12 月 31 日に任期満了するので、その後任を任命するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 2 項の規定により、議会の同意を得る必要がある。

【議案の概要】

教育委員会委員は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 2 項の規定により、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育、学術及び文化に関し識見を有するもののうちから、地方公共団体の長が、議会の同意を得て、任命する。

【説明】

1 沖縄県教育委員会の役割

県や市町村には、知事や市町村長から独立した行政委員会として教育委員会が設置されており、教育についての基本方針等の重要事項は、この教育委員会における会議によって決定される。

2 沖縄県教育委員会委員について（現行）

氏 名	発令期間	備 考
半嶺 満（教育長）	R04. 04. 01～R07. 03. 31	
大城 進（委員）	R04. 07. 15～R08. 07. 14	
比嘉 佳代（委員）	R04. 01. 01～R07. 12. 31	
小濱 守安（委員）	R03. 01. 01～R06. 12. 31	任期満了
宮城 光秀（委員）	R05. 04. 05～R09. 04. 04	
辻上 弘子（委員）	R06. 01. 01～R09. 12. 31	

3 委員の活動状況について（令和 5 年度）

- (1) 定例会・・・・・・・・・・ 12回
- (2) 臨時会・・・・・・・・・・ 2回
- (3) 総合教育会議・・・・・・・・ 1回
- (4) その他・・・・・・・・・・ 69回
(式典、外部会議、学校等視察 等)